平成２３年（フ）第８４６０号
大阪府高槻市城北町１丁目12番４号
債務者　赤澤千良子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０号
大阪府枚方市茄子作４丁目11番16号
債務者　櫨木　輝美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６号
大阪府東大阪市島之内１丁目３番10号　101号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３号
岩手県久慈市侍浜町外屋敷第６地割10番地186
債務者　木村　則子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第８９号
岩手県一関市大東町沖田字堀合23番地１
債務者　伊東　　正
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９８号
岩手県一関市関が丘91番地２　ヴィラ関が丘405
債務者　小椋　慶子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２５７号
山形市蔵王成沢670番地25　ハイム55―202号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2725番地６
債務者　石川　和幸
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
山形県上山市新湯１番16号
債務者　齋藤かつ惠
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
愛知県高浜市田戸町４丁目６番地52
債務者　中村エドアルド
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
岡山県倉敷市玉島上成504番地１　ＭＯＣＡ405号
債務者　花田　正枝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
岡山県倉敷市玉島上成504番地１　ＭＯＣＡ405号
債務者　花田　高明
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６９４８号
大阪市西淀川区姫島６丁目９番38―1011号
債務者　森　　洋子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２４号
大阪府大東市深野３丁目６番45号　深野園住宅Ａ―302号
債務者　印藤　唯一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２５号
大阪府大東市深野３丁目６番45号　深野園住宅Ａ―302号
債務者　印藤美以子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０５９号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番47―503号
債務者　樋口　　**隆**
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３９６号
大阪府東大阪市松原１丁目21番12号
債務者　杉山　雅文
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１７号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目８番12号　シャトーモナミ301号、前住所大阪市平野区瓜破東３丁目４番10号
債務者　西岡　昭一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部